鳴海修司町長と奥村尚久教育長が4月30日に退任されました

平成29年5月1日に就任した鳴海修司町長が、令和7年4月30日に任期満了の日を迎えました。

鳴海町長は、町議会議員を辞任後、町長選に出馬して当選。平成29年5月1日から2期8年間にわたり町政を運営しました。

また、奥村尚久教育長も鳴海町長の任期満了日と併せて4月30日に退任を迎えました。

奥村教育長は、鳴海町長による2期目の町政において、教育長として令和3年5月11日に就任。およそ4年間にわたり、町の教育行政を担いました。

退任の日となった4月30日は、鳴海町長、奥村教育長の退庁を見送るため、役場職員が玄関ロビーに集まりました。鳴海町長と奥村教育長は、集まった職員に声をかけながら車に乗り込み、鳴海町政の歴史に幕を閉じました。

鳴海修司町長　退任の挨拶

昨年12月の第4回定例会でご報告いたしましたとおり、4月末の任期満了に伴い、町長の職を退く決断をいたしました。

私の2期8年にわたる町政運営を振り返った時に思うことは、全ての事業が私一人で成せるものではなかったということです。山本副町長、奥村教育長、並びに役場職員の献身的な働きに加え、町民の皆さまの温かいご支援と議会のご協力があってこそ実現できたものと考えております。

この度の退任に際し、これまで共に歩んでくださった全ての皆さまに改めて深い感謝の意を表しますとともに、今後も本町がますます発展していくことを心から願っております。8年間、本当にありがとうございました。

奥村尚久教育長　退任の挨拶

令和3年5月に教育長を拝命しました。管理課の指導主事であった1年間を含め5年間、教育委員会で勤務させていただきました。

コロナ禍でしたので、分散登校や学校閉鎖など教育活動に多くの制限があり、子どもたちにとって大変つらい思いをさせました。対策を講じ、教育活動を再開できたことは、皆さまのおかげです。感謝いたします。

社会教育事業では、多くの人々とふれあう中で、熱い想いも知ることができました。鳴海町長、山本副町長、そして多くの人々の支えにより、教育長としての責務を果たせました。心から感謝申し上げます。

新冠で生まれ育ってよかったと、そして、教育がその礎となることを願い退任いたします。本当にありがとうございました。

役場からのお知らせ
－Niikappu Town Office Information－ その1

新冠町長選挙投開票結果・新冠町議会議員補欠選挙当選人について

新冠町長選挙

4月15日に告示された新冠町長選挙は、立候補者は2名となり8年ぶりの選挙戦となりました。4月20日に投票が行われ、同日に開票しましたので、結果をお知らせします。

○新冠町長選挙開票結果

結果	候補者名	所属	得票数
当選	山本　まさつぐ	無所属（新）	1,408票
—	村田　さだみつ	無所属（新）	1,310票

○投票結果

有権者数	4,027名
投票者数	2,782名
投票率	69.08%

○開票結果

有効投票数	2,718票
無効投票数	64票

山本 政嗣　63歳

野中 一生 50歳

海馬澤 真紀子 60歳

新冠町議会議員補欠選挙

新冠町長選挙と同日に告示された新冠町議会議員補欠選挙は、欠員2名に対し立候補者が2名であったことから、無投票当選となりました。4月21日に選挙会を行い、当選人を決定いたしましたのでお知らせします。

○新冠町議会議員選挙結果

結果	候補者名	所属
当選人	野中　いっせい	無所属（新）
当選人	かいばざわ　まきこ	無所属（新）

●問い合わせ先：新冠町選挙管理委員会　☎0146・47・2111

児童扶養手当と特別児童扶養手当のご案内

児童扶養手当とは

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定・自立促進のために支給される手当で、婚姻の解消や配偶者が死亡したことでひとり親となり、子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで、障がいがある場合には20歳未満）を監護する母や父などに支給されます。

○支給要件

- 父母が婚姻を解消した子
- 父又は母が死亡した子
- 父又は母が重度の障がいにある子
- 父又は母が生死不明の子
- 父又は母が1年以上遺棄している子
- 父又は母が裁判所からＤＶ保護命令を受けた子
- 婚姻によらないで生まれた子
- 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子
- 父又は母が1年以上刑務所などで拘禁されている子

○児童扶養手当の月額（所得に応じて変動）

- 1人目　全部支給　46,690円
　　一部支給　46,680円～11,010円
- 2人目以降　全部支給　11,030円
　　一部支給　11,020円～5,520円

特別児童扶養手当とは

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいを有する児童について手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。20歳未満で、精神または身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母などが支給対象となります。

○特別児童扶養手当の月額

1級：56,800円　／　2級：37,830円

※障がいの状況に応じて1級または2級に区分されます。

●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ社会係　☎0146・47・2112